　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料３－１

社会福祉法人新会計基準における財務諸表に対する注記について

―関連当事者との取引に係る注記―

企業会計においては、平成１８年に「関連当事者の開示に関する会計基準」が公表され、関連当事者に関する財務諸表への注記が義務付けられています。これは、関連当事者と会社との取引が必ずしも対等な立場で行われているとは限らず、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことが考えられるため、当該影響を財務諸表利用者が把握できるようにするため開示するものとなっています。

社会福祉法人においても、法人経営の透明性を高めるという趣旨から、新社会福祉法人会計基準では財務諸表に注記することとしており、また、現況報告書へ当該内容を記載して開示することとなっています。

　ただし、一般企業と異なり出資の概念がないため限定的な開示となっており、関連当事者の範囲や関連当事者取引の開示対象の範囲は次のとおりです。

１　関連当事者の範囲

　　社会福祉法人と「特定の関係にある者」との間の取引を開示する義務があり、この「特定の関係にある者」のことを関連当事者と言い、財務諸表に注記すべき関連当事者の範囲は次のとおりです。

ア　役員（理事・監事のうち有給常勤役員\*1に限定）及びその近親者（三親等内の親族\*２及びこの者と特別の関係にある者\*３）

　＊１「有給常勤役員」とは概ね週４日間以上、役員として専ら法人の経営に参画し、かつ、役員としての報酬を得ている者を指す。なお、施設長兼任役員であって、役員報酬を得ていない者については、「有給常勤」には含まない。

　＊２「三親等内の親族」については、社会福祉法人認可申請ハンドブック（平成２６年４月）の１０頁を参照

＊３「特別の関係にある者」の例示

　　　　①　当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者

　　　　②　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　　　　③　①又は②の親族で、これらの者と生計を一にしている者

イ　アの者が議決権の過半数を有している法人

２　関連当事者取引の開示対象範囲

事業活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、年間１，０００万円を超える取引については全て開示対象となっています。

３　社会福祉法及び新社会福祉法人会計基準等

　　①　新会計基準　注解（注２２）　関連当事者との取引の内容について

②　運用指針２２　関連当事者との取引について

③　社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて（Ｑ＆Ａ）　問２７

④　パブリックコメント　Ｎｏ４６、Ｎｏ１２７、Ｎｏ１２８

⑤　社会福祉法人会計基準に関する実務上のＱ＆Ａ（日本公認会計士協会）「以下Ｑ＆Ａ」

６．関連当事者間取引　Ｑ３２〜Ｑ４０

４　財務諸表の注記の記載すべき内容等

　　ア　種類：別紙２の注記例のとおり

　　イ　法人等の名称又は氏名：個人の場合、役員本人であれば役員の氏名、近親者である場合

は近親者の氏名を記載

　　ウ　住所：法人の場合のみ記載

　　エ　資産総額：法人の直近決算での総資産額を相手先に照会のうえ記載

　　オ　事業の内容又は職業：個人の場合は職業を記載

　　カ　議決権の保有割合：「審査要領第２の（８）から（１１）」に留意する

　　キ　役員の兼務等：別紙２の注記例のとおり

　　ク　事業上の関係：関連当事者との関係を記載

　　ケ　取引の内容：別紙２の注記例のとおり

　　コ　取引金額：①　当期において、関連当時者に該当していた期間の取引金額の科目ごとの合計額が１，０００万円を超える場合、その合計額を記載

　　　　　　　　　②　貸付け、借入れの場合、当期の資金の受け払いを相殺せずに記載

　　サ　期末残高：取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高を記載

５　関連当事者との取引の把握について

　　　関連当事者との取引を以下の手順で把握し、財務諸表へ注記します。

　　ア　対象となる「有給常勤役員」の把握（上記１（１）ア）

　　イ　アの者に対して、「近親者の氏名、役員及び近親者が議決権の過半数を有している法人名」を「調査票」に記入してもらうとともに、当社会福祉法人との取引の内容及び金額も合わせて記入してもらう。

　　　＊「調査票」の様式例は別紙１のとおり（当該様式の使用は法人の任意）

　　ウ　決算時に関連当事者と法人全体との年間取引において１，０００万円を超える場合、注記の記載をする。

６　財務諸表に対する注記の記載例

　　　別紙２のとおり

７　その他

　　指導監査の事前提出資料【会計経理自己点検表】の６（７）関連当事者との取引の欄については、財務諸表に注記すべき以外の者（非常勤役員、報酬１０，０００千円未満の役員）の取引も記載してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙１

（様式例）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成〇〇年〇〇月〇〇日

　社会福祉法人〇〇〇〇　代表者　様

社会福祉法人〇〇〇〇の関連当事者との取引に関する確認書

氏名　〇〇　〇〇　 　㊞

平成 〇〇年 4月 1日から平成 〇〇年 3月 31 日の期間（この期間途中で取引が終了した場合も含む）について、社会福祉法人〇〇〇〇の関連当事者との取引に関しては次のとおりです。

1.　社会福祉法人〇〇〇〇と、私又は私の近親者\*1 との取引\*２がある。

ア．はい　　イ．いえ

２　１で（ア．はい ）の場合、その取引の内容については次のとおりである。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 私又は近親者の氏名 | 続柄 | 職業 | 事業上の関係 | 取引の内容 | 取引金額  （単位：円） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

３　社会福祉法人〇〇〇〇と、私又は私の近親者\*が議決権の過半数を有している法人との取引\*２がある。

　　　ア．はい　　イ．いえ

４　１で（ア．はい ）の場合、その取引の内容及び議決権の過半数を有している法人の概要については次のとおりである。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名 | 所在地 | 法人の資産 | 事業内容 | 事業上の関係 | 取引の内容 | 取引金額  （単位：円） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

\*１　「近親者」とは配偶者及び三親等内の親族並びにこの者と特別の関係にある者をいう。

なお、「特別の関係にある者」とは次の者を指します。

①当該役員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事業にある者

②当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

③①又は②の親族で、これらの者と生計を一にしている者

\*２　「取引」には、物品・サービス等の売買、金銭・不動産の賃借、債務の保証・被保証、担保の提供等一切の取引を含む（無償の取引も含む）。